

精神障害者保健福祉手帳 手続きの流れ

- 手帳は、精神障がいを持つ方が一定の障がいにあることを証明するもので、有効期間は2年間です。更新手続きは、有効期間が終了する概ね3か月前から受け付けています。
- 申請書は、お住まいの市町村にご提出ください。申請書は、市町村から県精神保健福祉センターに送付され、センターが判定を行います。センターで手帳を作成し、お住まいの市町村を通じて申請者の方に手帳を交付します（下記フロー図）。
- センターは、原則月2回判定を行い、これに合わせて、市町村からセンターへ申請書が送付されます。
- また、障害年金を受給している方で、年金機構等への照会に同意していただいた場合は、センターが年金機構等へ照会を行い、その回答をもって、センターで手帳を作成し、お住まいの市町村を通じて申請者の方に手帳を交付します（下記フロー図③）。
- なお、市町村への申請から手帳の交付まで、提出書類に不備がない場合で概ね2か月程度かかりますので、お早目の申請をお願いします。
- 申請に必要な書類等については、お住まいの市町村窓口にお問い合わせください。

